

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定するもじゃこ漁業（もじゃこ機船船びき網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）3 月 15 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
もじゃこ 漁業	もじゃこ機船 船びき網漁業	天草海（有明海 及び不知火海 を除く熊本県 の海面。ただ し、共同漁業権 漁場内を除く。）	3 月 25 日から 7 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	26 隻	1 天草市牛深町又は天草町に 住所を有する者 2 魚類養殖業を営まない者 3 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年（2023 年）3 月 16 日から令和 5 年（2023 年）3 月 17 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、漁業時期と同一とする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 操業にあたっては、許可番号、所属漁業協同組合名等を記載した標旗（縦 60 センチメートル、横 90 センチメートルの布製）を甲板上 2 メートルの高さに掲げなければならない。
 - イ 採捕したぶり種苗は、県内養殖用以外に供給してはならない。
 - ウ 採捕実績について、所属漁業協同組合を通じて、毎日知事に報告しなければならない。
 - エ 県内で採捕されたもじゃこの総尾数が、当該年度の 種苗採捕・出荷計画尾数を超えると判断される場合には、知事が指定した日以降は、もじゃこの採捕をしてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。